

箕輪町こども・若者審議会設置条例

(設置)

- 第1条 こども及び子育てに関する支援並びに若者に関わる施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、町長及び教育委員会の附属機関として箕輪町こども・若者審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の合議制の機関は、前項に規定する審議会とする。
- 3 箕輪町こども・子育て応援条例（令和5年箕輪町条例第17号。以下「条例」という。）第10条第2項及び第11条第2項の合議制の機関は、第1項に規定する審議会とする。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 条例第10条第2項及び第11条第2項に掲げる市町村こども計画の策定、見直し及び評価について町長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども及び子育てに関する支援並びに若者に関わる施策に関し、町が審議会の議事として必要と認めるもの。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 条例第2条第2号に規定する保護者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）に在学する者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に勤務する保育士等
- (4) 学校（大学を除く。）に勤務する教員等
- (5) 条例第2条第4号に規定する地域住民
- (6) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師
- (7) 識見を有する者
- (8) 公募による町民
- (9) 町長が必要と認める者

3 審議会には、委員のほかに助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会の審議に資するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置数及び部会員の人数等運営に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(箕輪町子ども・子育て審議会条例の廃止)

2 箕輪町子ども・子育て審議会条例（平成25年箕輪町条例第27号）は、廃止する。